

四日市市自転車等駐車場等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第20号

四日市市自転車等駐車場等条例の一部を改正する条例

四日市市自転車等駐車場等条例（平成13年四日市市条例第20号）の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(自転車等駐車場の<u>使用可能車両</u>)</p> <p>第3条 自転車等駐車場を<u>使用</u>できる車両は、別に規則で定める。</p>  | <p>(自転車等駐車場の<u>利用可能車両</u>)</p> <p>第3条 自転車等駐車場を<u>利用</u>できる車両は、別に規則で定める。</p>  |
| <p>(レンタサイクルの設置)</p> <p>第5条 本市は、自転車を近距離公共交通機関の1つとして市民及び本市を訪れる者の<u>使用</u>に供するため、別に規則で定めるレンタサイクルポートにレンタサイクルを設置する。</p>                                   | <p>(レンタサイクルの設置)</p> <p>第5条 本市は、自転車を近距離公共交通機関の1つとして市民及び本市を訪れる者の<u>利用</u>に供するため、別に規則で定めるレンタサイクルポートにレンタサイクルを設置する。</p>                                   |
| <p>(レンタサイクルの<u>使用対象者</u>)</p> <p>第6条 レンタサイクルを<u>使用</u>できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) レンタサイクルを<u>使用</u>するに当たり安全上支障のない者であること。</p> | <p>(レンタサイクルの<u>利用対象者</u>)</p> <p>第6条 レンタサイクルを<u>利用</u>できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) レンタサイクルを<u>利用</u>するに当たり安全上支障のない者であること。</p> |
| <p>(レンタサイクルの<u>使用時間</u>)</p> <p>第7条 レンタサイクルを<u>使用</u>できる時</p>  | <p>(レンタサイクルの<u>利用時間</u>)</p> <p>第7条 レンタサイクルを<u>利用</u>できる時</p>  |

間は、別に規則で定める。

(使用許可)

第 8 条 自転車等駐車場又はレンタサイ

間は、別に規則で定める。

(自転車等駐車場及びレンタサイクル  
の管理)

第 8 条 自転車等駐車場及びレンタサイ  
クルの管理は、法第 2 4 4 条の 2 第 3  
項の規定により、法人その他の団体で  
あって、市が指定するもの（以下「指  
定管理者」という。）に行わせること  
ができる。

(指定管理者の業務の範囲)

第 9 条 指定管理者の業務の範囲は、次  
のとおりとする。

- (1) 次条に規定する利用許可、第 1 5  
条に規定する駐車の拒否、第 1 7 条  
に規定する利用許可の取消しその他  
利用許可に関する業務
- (2) 第 1 1 条に規定する利用料金（以  
下「料金」という。）の徴収、第 1  
2 条に規定する料金の減免、第 1 3  
条に規定する料金の還付その他料金  
に関する業務
- (3) 自転車等駐車場の施設その他の物  
件（以下「施設等」という。）及び  
レンタサイクルの維持管理に関する  
業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか市長が  
必要と認めた業務

(利用許可)

第 1 0 条 自転車等駐車場又はレンタサ

クルを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、自転車等駐車場の管理上必要があると認めるときは、前項の規定により許可を受けた者に対し、駐車的位置を指定し、又は自転車等駐車場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。
- 3 市長は、自転車等駐車場の収容能力を超えるときその他自転車等駐車場の管理上支障があると認めるときは、自転車等駐車場の使用を許可しない。
- 4 市長は、レンタサイクルの管理上必要があると認めるときは、第1項の規定により許可を受けた者に対し必要な条件を付し、又は同項の許可をしないことができる。

#### (使用料の額)

第9条 自転車等駐車場又はレンタサイクルを使用する者（以下「使用者」という。）は、別に規則で定めるところにより自転車等駐車場又はレンタサイクルの使用区分ごとの使用料を納付しなければならない。

- 2 前項に定める使用料の額は、別表に定める額とする。

イクルを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、自転車等駐車場の管理上必要があると認めるときは、前項の規定により許可を受けた者に対し、駐車的位置を指定し、又は自転車等駐車場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。
- 3 指定管理者は、自転車等駐車場の収容能力を超えるときその他自転車等駐車場の管理上支障があると認めるときは、自転車等駐車場の利用を許可しない。
- 4 指定管理者は、レンタサイクルの管理上必要があると認めるときは、第1項の規定により許可を受けた者に対し必要な条件を付し、又は同項の許可をしないことができる。

#### (利用料金の額等)

第11条 自転車等駐車場又はレンタサイクルを利用する者（以下「利用者」という。）は、別に規則で定めるところにより自転車等駐車場又はレンタサイクルの利用区分ごとの料金を納付しなければならない。

- 2 料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。
- 3 料金は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入とし

(使用料の減免)

第10条 市長は、別に規則で定める基準に従い、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は還付しない。ただし、自転車等駐車場又はレンタサイクルの供用時間若しくは使用時間の変更、休止又は廃止その他特別の理由が生じたときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

(譲渡又は転貸の禁止)

第12条 使用者は、自転車等駐車場又はレンタサイクルの使用の権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

(駐車の拒否)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、駐車を拒否することができる。

(1) 自転車等駐車場の施設その他の物件（以下「施設等」という。）の構造上自転車等を駐車させることができないとき。

(2)から(4)まで (略)

(禁止行為)

第14条 (略)

て收受させるものとする。

(料金の減免)

第12条 指定管理者は、別に規則で定める基準に従い、料金を減額し、又は免除することができる。

(料金の還付)

第13条 既納の料金は還付しない。ただし、自転車等駐車場又はレンタサイクルの供用時間若しくは利用時間の変更、休止又は廃止その他特別の理由が生じたときは、指定管理者は、その全部又は一部を還付することができる。

(譲渡又は転貸の禁止)

第14条 利用者は、自転車等駐車場又はレンタサイクルの利用の権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

(駐車の拒否)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、駐車を拒否することができる。

(1) 施設等の構造上自転車等を駐車させることができないとき。

(2)から(4)まで (略)

(禁止行為)

第16条 (略)

(使用許可の取消し)

第15条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第8条第1項の規定に基づく許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が、前条各号に掲げる行為をしたとき。
- (2) 使用者が、使用の許可に係る条件に違反したとき。
- (3) 使用者が、偽りその他不正手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) (略)

(損害賠償)

第16条 使用者は、施設等又はレンタサイクルを損傷又は滅失したときは、市長の定めるところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(自転車等駐車場内における損害の責任)

第17条 市は、自転車等駐車場内において第三者の行為により生じた損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(管理の代行等)

第18条 市長は、自転車等駐車場及びレンタサイクルを管理上必要があると認めるときは、法第244条の2第3

(利用許可の取消し)

第17条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第10条第1項の規定に基づく許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者が、前条各号に掲げる行為をしたとき。
- (2) 利用者が、利用の許可に係る条件に違反したとき。
- (3) 利用者が、偽りその他不正手段により利用の許可を受けたとき。
- (4) (略)

(損害賠償)

第18条 利用者は、施設等又はレンタサイクルを損傷又は滅失したときは、市長の定めるところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(自転車等駐車場内における損害の責任)

第19条 市及び指定管理者は、自転車等駐車場内において第三者の行為により生じた損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

項の規定により、法人その他の団体であって市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とし、指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従って誠実に自転車等駐車場及びレンタサイクルを管理しなければならない。

(1) 第8条に規定する使用許可、第13条に規定する駐車の拒否、第15条に規定する使用許可の取消しその他使用許可に関する業務

(2) 第9条に規定する使用料の徴収、第10条に規定する使用料の減免、第11条に規定する使用料の還付その他使用料に関する業務

(3) 施設等及びレンタサイクルの維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、自転車等駐車場及びレンタサイクルの管理に関して市長が必要と認めた業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第8条から第11条まで、第13条、第15条、第17条及び別表の規定の適用については、第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第9条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「別表に定める額」とあるの

は「別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額」と、第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条、第13条及び第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第17条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、別表中「使用料」とあるのは「利用料金の上限額」とする。

4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における利用料金は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(委任)

第19条 (略)

(過料)

第20条 市長は、第14条の規定に違反して自転車等駐車場の管理に支障を及ぼす行為をした者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(委任)

第20条 (略)

(過料)

第21条 市長は、第16条の規定に違反して自転車等駐車場の管理に支障を及ぼす行為をした者に対しては、5万円以下の過料を科する。

改正後

別表 (第9条関係)

1 自転車等駐車場に係る使用料

| 使用の区分 | 使用料  |           |
|-------|------|-----------|
|       | 一時使用 | 定期使用 (1か) |

|         |         |             |               |                |
|---------|---------|-------------|---------------|----------------|
|         |         |             | 月)            | 月)             |
| 自転車     | 一般      | <u>150円</u> | <u>2,750円</u> | <u>8,250円</u>  |
|         | 学生      | <u>150円</u> | <u>1,930円</u> | <u>5,790円</u>  |
| 原動機付自転車 |         | <u>280円</u> | <u>3,850円</u> | <u>11,550円</u> |
| 自動二輪車   | 50cc超12 | <u>410円</u> | <u>4,680円</u> | <u>14,040円</u> |
|         | 5cc以下   |             |               |                |
|         | 125cc超  | <u>550円</u> | <u>5,910円</u> | <u>17,730円</u> |

2 レンタサイクルに係る使用料

| 使用の区分              |    | 使用料         |                  |
|--------------------|----|-------------|------------------|
|                    |    | <u>1日使用</u> | <u>定期使用(1か月)</u> |
| 自転車(電動アシスト自転車を除く。) | 一般 | <u>150円</u> | <u>2,750円</u>    |
|                    | 学生 | <u>150円</u> | <u>1,930円</u>    |
| 電動アシスト自転車          |    | <u>300円</u> |                  |

備考 (略)

改正前

別表(第11条関係)

1 自転車等駐車場に係る料金

| 利用の区分   |         | 料金の上限額      |                  |                  |
|---------|---------|-------------|------------------|------------------|
|         |         | <u>一時利用</u> | <u>定期利用(1か月)</u> | <u>定期利用(3か月)</u> |
| 自転車     | 一般      | <u>120円</u> | <u>2,200円</u>    | <u>6,600円</u>    |
|         | 学生      | <u>120円</u> | <u>1,760円</u>    | <u>5,280円</u>    |
| 原動機付自転車 |         | <u>220円</u> | <u>3,080円</u>    | <u>9,240円</u>    |
| 自動二輪車   | 50cc超12 | <u>330円</u> | <u>3,740円</u>    | <u>11,220円</u>   |
|         | 5cc以下   |             |                  |                  |
|         | 125cc超  | <u>440円</u> | <u>4,730円</u>    | <u>14,190円</u>   |

2 レンタサイクルに係る料金

| 利用の区分 |  | 料金の上限額      |                  |
|-------|--|-------------|------------------|
|       |  | <u>1日利用</u> | <u>定期利用(1か月)</u> |
|       |  |             |                  |

|                    |    |                |                   |
|--------------------|----|----------------|-------------------|
| 自転車（電動アシスト自転車を除く。） | 一般 | <u>1 2 0 円</u> | <u>2, 2 0 0 円</u> |
|                    | 学生 | <u>1 2 0 円</u> | <u>1, 7 6 0 円</u> |
| 電動アシスト自転車          |    | <u>2 4 0 円</u> |                   |
| 備考（略）              |    |                |                   |

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の四日市市自転車等駐車場等条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う自転車等駐車場及びレンタサイクルの使用許可に係る使用料について適用し、同日前に行う自転車等駐車場及びレンタサイクルの利用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

（都市整備部道路管理課）